

Title	華士族秩祿處分の研究(深谷博治著, 高山書院發行)
Sub Title	
Author	武田, 勝藏(Takeda, Katsuzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1941
Jtitle	史学 Vol.20, No.2 (1941. 11) ,p.143(329)- 144(330)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19411100-0143

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評

華士族秩祿處分の研究

(深谷博治著)
高山書院發行

本書は著者の、長くも高松宮殿下より拜受の有栖川宮記念學術獎勵賜金を以て研究中の、『明治初年華士族の經濟方面研究』の基本的部分たる秩祿處分問題に關し、其の前提たる封建社會の構成、その實際の經過、歴史的意義を研究闡明せんとしたる有益の著書である。當時、武家公家兩階級は我が全人口の僅か五パーセント餘に當るも、永き封建社會の構成の根幹分子であり、また、これによつて同制度が成立し、維持されたのである。然るに明治維新の大變革に依り、兩階級より封建的特質を廢除することを内容とする秩祿處分は、國家的最高指標たる封建制度打破政策の樞軸であり、核心であり、更に大政奉還に最後の總決算を與へたるものとも見るべきである。明治維新は實に主としてこの武家公家兩階級並に其の後身たる華士族の偉大なる努力によりて展開されたものなるに、この兩階級の特質たる秩祿の處分を斷行するに至りしは、時世とは云へ、當時に於ける當路者の一大決心と云ふべきで、其の經過を本書に據りて回顧すれば、始めて一朝一夕の努力に非ざるを知ることが出来る。明治二年六月廿七日、この年の版籍奉還を機として公卿諸侯の稱を廢し、改めて華族と稱せられ、これ

と同じうして舊一般武士階級より神官寺院家士に至るまで漸次士族と改稱せられた。たゞ輕格者には三年一時「卒」なる族稱があつたが、五年廢止せられた。當初、士族の設置に際し、これを數階級に分つべしと論議考究され、又士族階級に入るべき者にして、初より又中途より平民に編入のものもあつた。大い>New政府は、版籍奉還に據りて、徳川氏と幕臣、諸侯と其の臣隸との關係の解除せられたものとして因襲深い祿制の改革を斷行することとなつた。既に幕臣には明治元年九月より行はれ、舊諸侯と藩臣には版籍奉還を契機として二年より行はれて、舊公家階級は三年十二月改革せられた。かく兩階級に峻嚴なる祿制改革を加へても、其の成果としては、依然、毎歳入の三分一乃至四分一の巨額を支出する狀なるを以て、更に祿制廢止を考究せられ、政府部内にも幾多の意見の對立葛藤を生じたが、先づ六年十二月陸海軍費として『祿稅賦課』を設け、これは下に寛に、上に酌なる果進稅であり、又家祿賞典米百石未滿の者には、農工商の職業を營む産業資本として、永世祿には六年分、終身祿には四年分を一時に下賜することとし、凡そ其の半額づゝ現金、公債證書(世に秩祿公債と云ふ)を以て渡される『家祿奉還』など過渡的のものが出現し、爾後範圍を擴張適用してゐる。然し其の當時並にその後の窮迫を極むる財政を救濟する最後の方策として、又、維新以來の封建制度打破の大理想大使命の達成として、又、世界列強に名實共に相位し得る近代國家の樹立として、愈々斷然祿制廢止の舉に出づることとなり、九年八月金祿公債發行條例となり、翌十年より實施せられた。この斷案は大隈大藏卿の最後の決意を以て畫策されしもので、

其の間、木戸孝允は情理論より寛大を冀望し、離祿によりて、平民と同じ境地に置かれる華士族に彼等の自尊心を保持せしめ、其の意氣沮喪を防がんがため、新に爵號の制を定め、華士族を悉くこれに敍せんとした。然しこれは後年五爵の設定となり、華族のみが優遇を拜することとなつたのである。

この金祿公債を手にせる華士族、就中士族達には、所謂「士族の商法」に依り産を失ふ者續出し、士族の没落と云ふ社會現象となり、この現象こそ明治初期に於ける幾多重なる歴史的諸事象と直接間接に誘發し、地方の叛亂、自由民權思想の發生と發展となり、反政府運動として國會開設運動の激化となる等して其の指導者は何れもこの没落士族達であつた。

終に、先づ有栖川宮歴世の御遺徳を顯揚せられむが爲め、其の宮號を以て各種專業に多大の御獎勵を賜ふ高松宮殿下の臺旨を景仰し奉り、次に著者の筆勞に敬意を表し且つ多幸を祈るものである。(昭和十六、八、四、夜 武田勝藏)

現代大都市論

(奥井復太郎著
有斐閣刊行)

産業革命以來物凄い發展を遂げて來た近代的大都市が、我等の生活に、即ち經濟的に、社會的に、文化的に、如何なる役目を演じて來たかは、人のよく知るところである。しかし都市その者の本質についての實證的の検討は決して生易さしいものではない。複雑多岐なる現代の大都市の解剖は、各種の方面からそれらの協力に俟たねばならない大事業なのである。しかるに、我が奥井

氏は、慶應義塾大學の經濟學部に於て、昭和二年に「都市經濟論」の講座が設けられ、これを擔當せられて以來、十數年の間、單身營々としてこの難事業の研究に没頭せられて、今や見事な開花を見るに至つたのである。

本書の内容は、先づ都市とは何ぞやといふその本質から説き起し、都市研究の理論的方法、都市社會學を検討し、更に現代の典型的大都市について詳細なる記述を試み、その地域的構成と特質を明かにし、都市計畫の諸問題を論じ、最後に結論として、現代大都市の文化と問題に觸れてゐる。

菊版七百四十餘頁に亙る本書の記述は、單なる理論的抽象的のものではなく、悉くその具體的材料を検討したる成果であつて、本書に挿入された多數の圖書、統計は、本書の説明を明瞭ならしめると共に、その製作に要したる調査の辛勞を察するに餘りあるものである。さうしてその記述も單なる統計的羅列ではなく、この種の著述には珍らしく、文學的興味を以て讀み得る點が少くないのである。

ジャン・ブリュンが、一九一〇年その大著人文地理學の中に都市研究について、一つの大きな示唆を與へて以來、諸外國に於ては、この種の研究は相當進歩した様であるけれども、我國に於ては、この様な一つの纏つた著述を見たのは、これが初めてであるかの様に思はれる。私は著者の倦まざる努力の結果に對して十分敬意を表すると共に、地理學、史學の研究者は本書によりて啓發せられる所が少くないことを思うて、その一讀をすゝめるものである。定價六圓五十錢(間崎万里)